

招集期日 平成23年12月2日（金曜日）

招集場所 入間市庁舎（B棟）5階第3委員会室

開 会 12月2日（金曜日）午前 9時28分

閉 会 12月2日（金曜日）午後 0時02分

出席委員	委員長	永澤美恵子	副委員長	小島清人
	委員	小出亘	委員	安道佳子
	委員	堤利夫	委員	宮岡幸江
	委員	宮岡治郎		

欠席委員 なし

説明のため出席した職員	市民部長	福祉部長
	健康福祉センター所長	教育総務部長
	生涯学習部長	関係職員

委員会に出席した事務局職員 沼井俊明 山本早苗

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時28分）

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより福祉教育常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例3件、補正予算1件の計4件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり、議案第91号、92号、93号の条例、次に議案第100号の補正予算の順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序はただいま朗読した順で行います。

ここで、関係者以外の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 ここで休憩いたします。

午前 9時29分 休憩

午前 9時30分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第91号 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

委員長 議案第91号 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

市民部長 おはようございます。議案第91号 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ

きまして提案の理由を申し上げます。

平成23年3月の地方税法施行令の一部改正に伴いまして、国民健康保険税の法定賦課限度額が医療給付分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分とも改定されたところでございます。現在国民健康保険の運営は高齢者や無職者など比較的保険税の負担能力の低い被保険者が多いといった構造的な問題を抱えておりまして、収納率の向上であるとか医療費の適正化などに努めておるところでございしますが、非常に厳しい財政状況でございます。また、当市の賦課限度額を見ますと県内40市の中でも賦課限度額が最も低くなっております。このため、入間市国民健康保険税条例においても地方税法施行令の改正の趣旨を踏まえて賦課限度額の見直しを行いたいものでございます。これによりまして、医療給付分、現行の41万円を51万円に、後期高齢者支援金等分、現行の11万円を14万円に、介護納付金分、現行の7万円を12万円とし、それぞれ法定賦課限度額と同額にしたいものでございます。

なお、この条例は平成24年4月1日から施行したいものでございます。

以上で提案の理由の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

安道委員 それでは、総括質疑でも何点かお聞きしたのですが、答えていただけていなかった点などもありますので、改めてお聞きします。

今説明にもありましたけれども、限度額を引き上げるということで18万円の引き上げというふうなことになりますけれども、大幅引き上げ、今県内では今まで低い水準で来たけれどもというふうなことでしたが、今回の引き上げでは県内でむしろ一番高い位置に来るのではないかと思うのですが、市民生活への影響についてこの限度額が大幅引き上げとなることで対象となる方々への影響をどのようにとらえているのか。

それから、総括質疑のときに広域化を見据えたときに今のうちにこの点は引き上げておいたほうが良いという判断というふうなお話がありました。広域化した場合に、保険料は引き上がっていくであろうという見込みだというふうな答弁があったかと思えます。すると、広域化されるとなぜ保険料が引き上がることになるのか、その点についてもお聞きしたいと思います。

それから、収納率のほうで所得階層別を答えて……

委員長 済みません。一問一答でお願いします。

では、今ちょっと2つあったのですけれども、今の2点についてはよろしいですか。

保険年金課長 おはようございます。よろしく申し上げます。まず、影響についてということですが、総括のとき答弁いたしましたように、限度額の引き上げによる影響を受ける世帯数につきましては医療給付分は831世帯、割合で3.3パーセント、後期高齢者支援金等分では497世帯、

割合では2.0パーセント、同じく介護納付金では288世帯、割合で申し上げますと全体の1.1パーセントということの世帯の方がまず影響を受けるということでございます。

それで、ここで先ほど委員さんが申し上げましたように、広域化を見据えた保険料の引き上げということで部長答弁があったと思うのですが、まず第一にうちのほうで今回の引き上げの改正の趣旨といたしましては大きく3点ございます。まず、1点目といたしまして、国保の保険事業は確かに構造的な問題によりまして、少子高齢化に伴う医療費が多くかかるということは当然、これは歳出の面でございます。また、それと反対に歳入の面で申しますと、やはり社会保険から離脱した方が国保に参入、または年金受給者等によりまして比較的所得の低い方が対象でございます。当然今回、昨今の経済状況を見ますと非常に厳しい経済状況が続いておりますので、国保税に対しましては収納率は上がっても全体的な収納額については低くなっているような傾向にございます。以上のことから、極めて厳しい財政の運営を強いられているということが第1の目的でございます。

それで、第2点目といたしましては、先ほど申しましたように当市の賦課限度額は県内40市中最低でございます。他の市町村を見ますと、これは平成23年11月18日現在でうちのほうで県内の全市町村を対象にとらえた数字でございますが、まず40市中改定する市町村、これは平成24年度になりますが、40市中8市が改定、そのうち法定限度額までの改正が6市、法定限度額より1万円低く改正するところが2市ということでございます。その他現在改定を検討中ということが17市でございます。それから、町村のほうを見ますと、24町村ございますが、既に法定限度額まで改定している町村が14町村でございます。これは、もう専決処分等の処理によりまして、平成24年度当初から上げているという町村でございます。それから、法定までの改定予定が2ということで、その他今現在検討中が8ということになっております。以上のことから、県内の動向を見ましてもほとんどの市が法定限度額に引き上げるという形でございます。それは、特に埼玉県で平成22年12月に埼玉県市町村国保広域化等支援方針の策定が行われました。これによりまして、賦課限度額の速やかな引き上げを目指すということがうたわれておりまして、適宜限度額の引き上げを各市内の市町村が行っている状況でございます。

それから、3点目といたしましては、国民健康保険税は目的税でございます。応能の原則の適用に一定の限度を設ける必要から、条例で法定限度額以上まで上げることはできません。そこまでに抑えるということで規定をされております。この改正は、今回の改正におきましては応能分に係る見直しということで、比較的高額所得者層等が対象になっておりますが、この見直しによりまして中間所得層以上の方、高額所得者にかけて限度額に達している世帯に対してかかるものでございまして、今回の見直しにより被保険者全体の税の負担の公平性を図ることと考えております。

以上3点から、今回この議案を諮ったものでございます。

以上でございます。

安道委員 そうしますと、今3点お聞きしたわけですが、今の説明の中で平成22年度、国保の広域化に向けた県内全域での協議会の中で限度額を速やかに引き上げるようにというふうな方向性が示され、それを受けてのことであるというふうなことの説明が今あったかと思えますけれども、そういう側面もあるということですよ、そうしますと。

保険年金課長 一因としてはあります。それは、県内でほとんどの市町村が合意のもとでつくって埼玉県が作成した埼玉县市町村広域化等支援方針の策定の中にうたわれておりますので、それも一因とは思っております。ただし、主たるあれは先ほど申しました厳しい財政状況ということでございます。

安道委員 そうしましたら、今の中で所得が中程度以上の方々が対象になってくるだろうというふうなことで、税負担の公平性もあるというふうなことが今あったのですが、この間収納率のことでお聞きしたときに所得階層別の数字は示していただいたのですけれども、ここ数年の収納率の動向という点では、市の収納率の動向はどのようになっていますでしょうか。

保険年金課長 ここ3年間の国保の収納率については、年々ポイント数は上がっております。収納率につきましては。それで、ことしも西部11市ですか、そこで3位、3番目まで上がっております。去年が4番目、その前の年が多分5番目だったということで1段階ずつ上がっております。収納率については当市におきましては一応努力して、そのかいがあって収納率が上がっているというふうには解釈しております。

安道委員 大変努力していただいているということはいつもこちらのほうでも感謝しますけれども、数字で言うとどういうふうになっていますか。

保険年金課長 申し上げます。

平成21年度から申します。平成21年度、現年度課税88.52パーセント、22年度89.20パーセント、0.68ポイント上昇をしております。

安道委員 でも、やはり収納率はなかなか厳しい状況かなというふうに見られますよね。今回の限度額引き上げによって、収納率への影響というのはどのようにとらえていますでしょうか。

保険年金課長 収納率のほうを分析いたしまして、高額所得者の部類に入りますと最終的にはほとんど100パーセントに近い数字で入ってくるということで推測はしております。ただ、現年度に納められないとそれが滞納繰り越し分になりますけれども、いずれそのお金を皆さん納めていただけるという形でほぼ、現年で申しますと約98パーセント前後でございます。

安道委員 続いてなのですからけれども、収納率にそんなに大きく影響しないだろうというふうな見込みのようですので、状況を見たいと思うのですが、今回の限度額引き上げ、保険税の引き上げについて我が党のほうで以前にお聞きしたときに7割、5割、2割の法定減免については保

除税の改定とあわせて検討していくというふうなことがあったかと思えます。今回今まで4割、6割ですずっと来ているわけですが、7割、5割、2割へとというふうに減免を移行させていくことが保険税の改定とセットで検討するのだというふうなことがあったかと思えますが、こちらのほうはどのようにそうしますと今回検討されることになっているのか、その点についてももう一度改めてお聞きします。

保険年金課長 今現在入間市は6、4軽減を採用しております。それで、県内では確かに7、5、2軽減を用いている市町村もかなりふえてきました。それで、そのところでひとつ状況のほうをお話ししたいのですが、この軽減措置というのは応益割に対する、均等割、平等割に対する軽減措置でございます。それで、入間市は当然平等割、均等割につきましても県内で最低の金額でございます。それに対して、うちのほうは6割、4割軽減を行っているのですが、例えば一例を申しますとうちのほうは8,000円のところ、2万円のところがあります。そこが7割軽減しても6,000円。それで、うちのほうは8,000円を6割軽減しても3,200円と。もともと基本となる数字が低い数字でございます。まず、それが1点。

それと、あと先ほど申し上げましたように、広域化というのはこの策定のもとによりますと最終的には国の一元化を目指すものでございますが、その前段として県内の統一を目指すということが一つの大きな方針でございます。その中で今回まず県内を統一するためには、現在賦課方式が4方式の市町村がかなりの数を占めております。その中で、まず2方式に移行するということがとりあえずの目標でございます。その中でこれからいろいろ調査とか調整、それから他市町村の動向、県の指導、国の指導等を見ていくわけですが、その中で2方式に検討する時期にもう既に入っておりますので、その時点でうちのほうは先ほど言いましたように割合6、4は応益割の分ではかなり低いので、その時期に見合わせて検討していきたいと考えております。なおかつ今回の限度額の改正によります方々につきましては、6割、4割軽減については一切影響を受けないということでございます。

以上でございます。

安道委員 そうしますと、県下では既に7、5、2に移行している自治体もふえているというふうな今話がありましたけれども、そうすると広域化となってくるといろいろ中が変わってくるのかなというふうなことで今お話がありました。4方式から2方式へと。この減免についても移行するというふうな流れなのか、その辺はちょっとよくわからなかったのですけれども、そうしますといずれにしても7、5、2へと移行していくということですか。減免については今後。

保険年金課長 当然広域化になりますと税率等すべてのものが県内標準に統一されますので、7、5、2の方向に行くのは確かだと思います。ただ、先ほど申しましたように7、5、2の変更したところはとりあえず限度額だけでなく、税率のほうの改正、均等割、平等割の改正等も行

っているところがあわせて7、5、2のほうの移行に持っていく市町村も多いということを聞いておりますので、ですから単に7、5、2をいきなりするのではなく、うちのほうで結局もともとの応益割が低いので、そのところはひとつ理解していただきたいと思います。

安道委員 入間は県下でも低く抑えてきたという、そのところは認識しているところです。ただ、そうなのですけれども、国保については全体として、しかしやっぱり重たいというのが国保世帯の実感なのです。ですから、もちろん市に努力していただいて、それはわかるのですけれども、でもやっぱり生活している皆さんにとっては国保は高い、重たいと、病院にもなかなかかかるのもままならないというのが実態だと思います。なので、市の一般会計からも繰り入れていただいてここまで努力して、収納率向上にもすごく努めてと対応もしていただいているわけですけれども、根本は今国のほうの制度改革に根本原因があるのかなと思うのです、やっぱり。そういった点では、今回の広域化でどんなふうにさらに私たちに影響してくるのか、その点についてはどういうふうにとらえているのか、どういうふうにもこの広域化に向かって県、国にアクションをかけていくのか、その点についてはどのようにとらえているのかお聞きします。

保険年金課長 確かに先ほど申しましたように、国保の事業については県内市町村として非常に厳しい状況にあると思います。それで、広域化になりますと当然県内で税率等が統一されます。それで、統一されると同時に医療を受ける環境等もいろいろ整備する必要があると思います。その中でうちのほうといたしまして、国保の事業は一般会計、本来は税と国保、県等の負担金等によって賄われるべきなのですが、それでも足りない分については一般会計繰入金ということでお願いしております。これについては、どこの市町村も同じでございます。それで、とりあえず国保の広域化は本当にまだ案で示されている程度の未定なところがあるのですが、各市町村で危惧していることは、これは市町村会でもそうだし、国保連合会のほうを通して国保運営協議会を通して同じ危惧をしているのは、今までどおりの国庫負担、県負担の割合だとやはり非常に厳しい状況がこれからも引き続き続くだろうということで、総括のときに部長も答弁をされましたように、埼玉県国保運営協議会を通じまして国庫負担割合の引き上げにつきました63市町村で国のほうに要望書を提出しております。これから広域化に向かって話し合いとかいろいろ国の財政措置等がとられると思いますが、その点についてはできる限りうちのほうも要望してまいりたいと思っております。

宮岡幸江委員 総括のときに大分私どもの会派からも質疑がありましたのですけれども、今お話もありましたように繰入金の問題もございしますが、平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まって、そこで大幅に法定限度額が変わってきたと思うのです。医療給付の法定限度額とか後期高齢者支援金等分とか介護納付金等の法定限度額が変わったときに、このときに入間市は改定しなかったから、今回大幅な改定になるわけなのですけれども、一度ここで改定する機

会はあったのかなと思うのです。18万円を一挙に上げるというよりも、そこで一度見直しということはなぜされなかったのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいのですけれども。

保険年金課長 確かに平成20年度の医療制度改革を見据えて、国では3万円、1万円、4万円ですか、大幅に引き上げを順次行っております。その都度機会はあったと思います。それで、当初医療制度改革が始まる前、平成18年度、平成19年度にかけまして国保運営協議会のほうにおいても協議をいただいたわけなのですが、当面入間市は医療給付分と後期高齢者支援金等分の賦課限度額というのを振り分けたという形で終わっております。介護納付金分についてはそのままという形になっています。それで、以後決算状況を見て今後調整していきましようということが議事録にも書いてあります。それで、その中で平成20年度の医療制度改革におきましては、その医療制度の改革によって各市町村がある程度財政的な余裕ができるのではないだろうかという国の試算がございまして、それを見きわめようという形になっておりました。確かに前期高齢者交付金等を申し上げますと2年後に精算がありますので、平成22年度につきましてはぼんと入ってきました。確かに前期高齢者交付金が。ただし、これがもう恒久的に大体その数字で推移していきますと、やはり今現在も厳しい状況でございますから、同じようにまた厳しい状況が続くと思います。その観点からも今回とりあえず限度額のほうの改定の見直しという形でご協議させていただきまして、運営協議会のほうでも法定限度額、それは各市町村上げているので、そういう改正の見直しが必要というお答えをいただきまして、今回もそういう方向でいったわけでございます。

宮岡幸江委員 いっとき前期高齢者でしたっけ、のほうで戻ってきたとはいえ、毎年のように一般会計からの繰入金が入っていますよね。それに対してのここで運営協議会等でもうちょっとしっかりと協議していく中でバランスというのかしら、考えは今おっしゃったことはよくわかるのだけれども、一遍に18万円という、幾ら高額所得者であっても金額が大きいと思うのです。ですから、1段階上がっていけばもうちょっとこのところを一挙に上げなくても済む形ではなかったのかなと思うのですけれども、当時、昔のことというか、平成20年度のことを言っても仕方ないのかもしれないですけれども、そのこのところの上げなかったことに対する影響ということは余りなかったということですか。でも、今回上げるということは結局一般会計の繰入金が多くなるということも含めて改定するわけですから、そのこのときの例えば市議会等での話し合いはどのようなふうなことであったのか、ちょっとそこら辺がわかれば。

保険年金課長 まず1点目、上げるか上げないかという状況はあったのですが、ただ上下水道の改定とか、それからあとリーマンショックの影響等により、かなり国保の被保険者自体の経済状況等も非常に厳しい状況があったということは確かです。それと、あと国でも平成22年度から非自発的失業者の軽減措置等の新しい制度もできたりして、かなり厳しい財政状況の中で被保険者の厳しい経済状況の中においても、やはり国保としてできることの軽減措置という



形で新たに制度ができたり、いろいろそういう状況だったもので、それが今回までに来てしまったという経緯のことは確かでございます。

それと、あと一般会計繰入金の推移なのですが、特殊事情で平成22年度はちょっとありましたけれども、大体平成19、20、21年度は14億5,000万円ということで、11億円のときもあったのですが、かなりその点で推移しているのです、うちのほうも収納率の努力とか保険事業の充実を図りまして、それで歳入歳出ともに歳入はふやし、歳出のほうは抑えようという努力をして乗り切っていこうということでやってきたわけですが、今回こういう改正のほうをお願いしたいということでございます。

堤委員　　まず、今回77万円まで引き上げるということなのですが、過去の限度額の推移というのですか、現行59万円までになった過去の流れというのをちょっと教えてもらえますか。

保険年金課長　　限度額の推移の過去の経緯ということでお答えいたします。

では、昭和57年度を申し上げますと、昭和57年度の法定限度額が27万円に対して入間市は27万円でした。それから以後、ずっと法定限度額に合わせまして、最終的には平成4年まで法定限度額46万円に対し、うちのほうの限度額が46万円、ここまではすべて同じでした。その後平成5年から法定限度額が50万円になりまして、当市では46万円でございます。平成9年まで。それから、平成10年からになります、平成10年の法定限度額が53万円、それに対し入間市の賦課限度額は52万円ということで1万円の差でございます。この平成10年から平成18年まで53万円に対し52万円ということで、この間約9年間は法定限度額に対して1万円低い推移でしたということです。平成19年度に入りまして、法定限度額が56万円に対し、当市が52万円ということで4万円の差ができました。それから、以後平成20年、平成21年、平成22年におきましてはそれぞれ国のほうが法定賦課限度額を上げまして、医療給付分につきましては平成20年に47万円に対して41万円、平成22年度は50万円に対して41万円、平成23年度は51万円に対して41万円ということで、医療給付分だけで10万円の差がついたという経緯でございます。あと後期高齢者支援金等分につきましては平成20年度からの制度でございますが、これにつきましても今現在法定賦課限度額14万円に対し当市は11万円、介護納付金分につきましては法定賦課限度額12万円に対し、当市は7万円という状況でございます。

堤委員　　そうしますと、国が限度額を50万円、51万円にしたところに入間市としては41万円という10万円の要するに国よりも低い限度額を採用したということなのですが、この一番大きな理由というのはどういうことですか。

保険年金課長　　先ほど申しましたように、平成18年までは法定賦課限度額に対して1万円の差ということで、ほぼこれは法定限度額に近づけている数字です。その後国のほうで大きな引き上げをしたということは医療制度改革、大きく言えば後期高齢者医療制度が国保から離れていくということ、それによって財政調整がいろいろ生まれてくるということで、この後期高齢者

医療制度にいく方々につきましては、やはり75歳以上がすべて抜けてしまうわけですからその方の、また別個の医療制度になりましたので、国保の財政状況と国のほうの考え方で法定限度額を引き上げていったと。それと、健保協会等の例を見ますと限度額自体がかなり国保とかけ離れて大きな賦課限度額になっておりますので、その差をだんだん縮めていこうという国の考え方があったのではないかと思っております。

堤委員 そうではないのです。国が医療費分として限度額を51万円まで要するに賦課してもいいですよということでしょう。要するに徴収してもいいと。そういう国の考え方と入間市は、いや、そこまでは拡大しませんよ、41万円を抑えますよという。それは、どういう理由で41万円に抑えたのかということをお聞きしたのです。だから、国の考えていることと入間市の考えていることと10万円の差異があるわけでしょう。その差異を設けたというのは、どういう理由でそういうふうにしたのかということ。

保険年金課長 先ほど申しましたように、結局うちのほうの財政状況で法定限度額まで上げなくても一般会計繰入金である程度は賄っていただいて、あとは収納率の向上とか、医療費の適正化に力を入れてできる限り被保険者の負担を低くしようという考えで現在に至っているわけなのですが、ただ現在の状況を見ますと非常に厳しい状況にあること、先ほど申しましたようにそういうことも勘案いたしまして、今回法定限度額までの引き上げをお願いしたいということでございます。

堤委員 入間市の考え方としては、要するに限度額を上げることによって被保険者の負担がふえると、ふえる分をしっかりと過度な負担をさせないように一般会計からの補てんでやってきたということでしょう。基本的には。すると、今回国で言う限度額いっぱいまで採用するということは、今まで入間市がやってきた考え方を要するに根本的に改めると、ある意味では方針転換という、そういうとらえ方でいいのか。

保険年金課長 方針転換とかそういう意味合いではないのですが、最終的には今現在の状況を見ていただくと国保事業というのは医療費にかかる分を保険税、皆さんの被保険者からいただく受益者負担金という形で受けるのと、国、県等からの補助金、交付金等によって本来はそれで賄うべきものであると思います。その中で歳入歳出のバランスを図る上で不足する分については一般会計繰入金でお願いしているのが現状でございます。これはどこの市町村も同じです。ただ、その一般会計の繰入金を際限なくいただくわけにはいきません。であれば受益者負担金である、当然税率、均等割、平等割、それから限度額の見直しが必要になります。当面今回のお願いは、限度額の改正をお願いしたいということで上程をしたわけでございます。

堤委員 ちょっと意味がよくわからないのだけれども、要するに一般会計で際限なく支出していくことは、今の入間市の財政事情からいっただらもうある意味では限界に近いと、したがって本来であれば徴収できる国で定めた限度額までいただきますよということでしょう。です

から、ある意味では方針転換ですよ。という見方ができると思います。税法上では、例えば所得にかかる最高税率が決まっていますよね。これは最高税率を今採用していますか。

保険年金課長 国保特別会計は税率、均等割、平等割、あと資産割につきましては各市町村の条例で制定するものでございます。ですから、その上限とかそういうのは一切ないというふうに解釈しております。

堤委員 地方税法でこれ以上の税率をかけてはいけませんという最高税率があるでしょう。

保険年金課長 済みません、勉強不足でそこはちょっとわからないのですが、ただ税率自体を見ましても各市町村もばらばらでございます。それで、税率から申しますと入間市は最低であり、平等割、均等割につきましても最低であるということでございます。それで、先ほども何回も申しましたが、結局保険事業を推移していくためには当然皆さんの被保険者の受益者負担金と国、県からの補助金、負担金をもとに運営しなければどうにもなりません。医療費にかかるものがほとんど、98パーセントの支払いですから。ですから、それに見合った税率をかけるというのが目的税でありますから、それに合わせた、その歳入を見込める金額に最終的にはその税率から平等割、均等割を課税するというのが原則だと思います。ただし、入間市はいろいろな先ほどの状況から申し上げまして、こういう状況でございますので、被保険者等になるべくご負担をかけないという形で今現在は県内で見ますと最低の税率、均等割、平等割になっております。限度額もそうでした。

堤委員 税法上たしかこれ以上の税率をかけてはいけませんという上限があるはずですよ。それ以下の税率であれば市町村の条例で定めるということになっている。国で税法上定めた税率以上の税率をかけてはいけませんという、そういう約束になっていると思います。ですから、その上限の範囲であれば市町村の判断で、例えば2.5パーセントが仮に上限だとしてもその範囲の中で税率を掛けることは自由と、そういう解釈だと私は理解しているのですけれども、これは後でまた確認しますけれども、現在所得にかかる税率というのは何パーセントですか。

保険年金課長 まず、所得割額でございますが、医療給付分が5.5パーセント、後期高齢者支援金等分が1.5パーセント、介護納付金分が0.8パーセントでございます。それから、資産割が、これは医療給付分だけにかかりますが40パーセント、それから均等割でございますが、医療給付分が8,000円、後期高齢者支援金等分が3,000円、介護納付金分が1万円、あと世帯割といって平等割なのですが、これが1万2,000円になっております。

以上です。

堤委員 この医療給付分にかかる税率ですよ、5.5パーセント。この数字は税法上上限の数字なのか、それともこの数字そのものが市町村単独で例えば10パーセントでもいいのか、20パーセントでもいいのか。そういう話ではないと思います。

保険年金課長 先ほど言いましたように、限度額ちょっと今申しわけないのですが、わからないので

すが、他市町村を見ますと例えばさいたま市が医療給付分につきましては7.49パーセント、それから川越が7.35パーセント、所沢が6.5パーセント、それからもろもろ深谷が8.2パーセント、最高を見ましても8.2パーセントが最高ですか……草加が8.4パーセントが最高の税率でございます。それに対し、入間市は5.5パーセントでございます。それで、先ほど言いましたように目的税ですから、先ほど国保の運営ができる範囲内での税率に当然なりますので、これが極端に10パーセントとか12パーセントという税率は多分あり得ないということでは解釈しております。

堤委員　それでは、今現在国保の負担割合というのは幾らぐらいなのですか。

保険年金課長　国庫負担金の割合という形でよろしいでしょうか。

〔(はい) と言う人あり〕

保険年金課長　平成22年度の決算状況の数字から申し上げます。国庫負担金の割合は、歳入総額に対しまして歳入総額が約153億2,400万円でございます。それに対し国庫負担金は約33億7,000万円でございます、約22パーセントを占めております。

堤委員　その22パーセントという数字は、これは各年度一緒ですよ。要するにどんなに医療費が上がっても国で負担する割合は22パーセントですよという、そういうことですよ。これが毎年、例えば25パーセントになったり30パーセントになったりという数字ではないですよ、これは。

保険年金課長　確かに委員さんがおっしゃるとおり、この国庫負担金の中には、県もその下にあるのですが、国庫負担金に関しましては俗に言う財政調整交付金、それから医療費の一般被保険者に対する定率国庫負担金、その2種類がございます。それで、財政調整交付金というのは保険者が負担する医療費に対して約9パーセント、簡単に申し上げますと9パーセントの調整交付金が出ます。それと定率国庫負担金、それは一般被保険者の医療費に対する34パーセントが国の負担金ということでおおむね入ってきます。ですから、当然医療費の動向によってその金額は毎年変わるとは思いますが、ただ金額自体がもう100億近くの医療費がかかっておりますので、この定率的な34パーセント、9パーセントを掛けた数字ですから、ほぼ大体同じような金額になるのは確かだと思います。ただ、その定率の負担率を掛けた数字になりますので、まるっきり同じ数字ではないとは思いますが。

以上でございます。

堤委員　それはそうですよね。年度によって医療費の額が違うわけですから。ただ、国が負担しているのは要するに財政調整基金を除けば22パーセントということでしょう。その残った分を要するに保険料、それから赤字を補てんするために一般会計からの繰り出しで平らにして100パーセントということですから、埼玉県国保連合会で国のほうに国庫負担の引き上げを要望していますよね。構造的にやっぱり国民皆保険という社会保障制度の一翼を担う国が

進めている制度ですから、根本的に構造的な問題からすれば国がもっともっと出さなければならぬものなのです。国が定率で国庫負担をやっているものだから、医療費が上がれば上がった分、要するに市にもしわ寄せが来るし、被保険者にも影響が出てくる。だけれども、保険者の税率を要するに変えない限りは被保険者の負担というのはそうふえてこないですよ。急激にふえた分を要するに一般会計で補わなければいけないという、こういう仕組み上のものがあるので、国保連合会で国に要望した国からの回答というのはどういう回答なのでしょう。

保険年金課長　　ことしも10月の終わりから11月にかけて国会議事堂関係、いろんな議員さん、代表者のところに行ったわけなのですが、その回答については今現在はございません。ただ、今予算編成をしている中でいろいろ今の政権下におきまして国保の医療、社会保障と税と一体という形で今検討しておりますが、新聞紙上を見る限りにおきましては国庫の負担の国から市町村に対する財政調整の関係については余り芳しくないような予算措置をするような方向に、個人的にはそう思っております。

それと、先ほど申しましたように、委員さんが言ったように税のほかに確かに国庫負担金もありますし、そのほかに県の調整交付金とか県の負担金もあります。それから、退職者の医療に係るのは、退職被保険者につきましては保険税を納めた以外はすべて国のほうで補てんする制度になっておりますから、その分についてはすべて入っております。ただ、平成20年度の医療制度改革によって退職被保険者の範囲がすごく狭められたという感じになりました。65歳以上はすべて一般被保険者に移行したもので、65歳までの退職被保険者というのは今は存在しているのですが、その点大きな収入は減っております。ただし、前期高齢者医療制度という制度ができて、それによって補てんするという形で毎年入ってきますので、細かく計算しないとわからないのですが、確かに税とそれらの負担金、補助金関係を除いた分が一般会計の繰入金としてお願いしているということで、通常この3年間、4年間については大体同じような金額で推移をしているというような状況でございます。

堤委員　　それでなくても国保の財政基盤というのはそんなに強くないです。先ほど課長もやっていたけれども、所得の少ない人たちもある意味では対象にした制度運営ということですから、かつてある程度の国庫負担があったときはこんな問題はなかったですよ。国が国庫負担を引き下げたことによって、それ以後相当国保運営というのは厳しいものが出てきたわけです。これは国のいろんな事情があってやむなくそうしたことなのでしょうけれども、そもそもの原因というのは国が国庫負担を下げたことによってもともと財政基盤が弱いところを拍車をかけたというのが、一番の国保財政の危機と言われるそういう状況を招いたというふうに思うのですけれども、そもそも国保の法定減免、そういったものが採用されていること自体がやっぱり逆進性の強い、そういう賦課制度だというふうに思うのです。定率で賦課している

から不公平感があるという、そういうイメージですけれども、定率で課税するというのはむしろ逆進性の強い、そういう要素を持っている賦課制度ですから、本来であれば所得税みたいな形で累進性を持たせる、そういった賦課制度にするのが一番公平感のある制度だというふうに思うのですけれども、累進制を採用するということは何か制約があるのですか。

保険年金課長 埼玉県内どこも課税方式は……単純に給与であれば給与所得、営業だったら営業所得、所得額から33万円を引いて、その額に対して累進ではなくて定率の医療分が5.5パーセントという形で行っておるのがすべてでございます。これは全国的にすべてでございます。ただ、埼玉県も住民税方式とかいろいろあるのですが、その方式を使っているのは埼玉県は統一されておりまして、所得に対して33万円を控除した後に定率の税率を掛けるということになっております。

堤委員 現状はそうですけれども、これは累進制に移行するなんていう論議というのは国保運営協議会なんかでもないのですか。

保険年金課長 いろいろ本関係とか国の関係、また連合会関係のことを見てもそういうのは一切ありませんでした。累進課税ということの意見もありませんし、そういうあれはないというふうに解釈しております。

堤委員 それは、要するに制約があって議論がないということですか。それとも、ただ議論がないという、そういう意味ですか。

保険年金課長 国民健康保険法自体に累進制という形で書いていなくて、所得に対する税率という形になっておりますので、それが1つと、あと議論は今のところ私がここに配属してからは一切ございませんでした。

堤委員 個人的な理由を言わせてもらえれば、やっぱり累進課税になっていないというその辺にいろいろ問題があるような背景が感じられてならないのですけれども、ちなみに今回抑えてきた限度額を18万円まで一気に国に合わせるということですが、例えば今現在でもかなり滞納理由というのはさまざまな理由で滞納されている方がありますよね。納税相談でいろいろと相談をされていると思いますけれども、その最も大きなというか、全体を占める割合が大きい理由というのはどういう理由でしょうか。

保険年金課長 やはり納めたくても納められない方に限ります。その他は別といたしまして、例えば一切督促、催告、それから電話、訪問しても一切無視される方は別といたしまして、まじめな納税者につきましては納めたくても納められない方ということになります。ということになりますと、当然失業された方とか、または極端に所得の減った方とか、または病気で働けない方で、それでなおかつ援助していただける方がいない方とか、そういう方がご相談に来ることは多いと思います。また、時間的な問題として、あと半年後に例えばこの請け負った工事代金が入るとか、そういう方で少し待ってくださいというような方も見受けられます。

以上でございます。

堤委員　やはり今言われたような背景が現実に存在するわけです。というのは、景気のいいときに所得がふえてそれに課税される。支払いをする年度になったら急激に所得が予想どおりにいかなかったということだってあり得るわけですよね。特に自営とか、そういう決まった所得の保証がない、そういう立場の人たちというのは景気の動向でやっぱりよくなったり悪くなったりというのはあるわけですから、今回18万円引き上げる状況においても高額所得階層だからということだけで私は判断できない部分があると思うのです。こういう所得がある人だって、支払い年度になったら経済状況の変化だってあり得るわけです。これは、所得の多い少ないということだけで片づかない問題ですから、仮にこれが77万円まで限度額が引き上げられることによって、この対象となる人たちの中に思わぬ経済事情の変化、そういったものがないとも言えないですよ。これは推移してみなければわかりませんから、そうなった場合に対応としてはどういう対応を今考えていますか。

保険年金課長　1つその前に高額所得者だからいいからということで、うちのほうは改定額を変更するという考えではなくて、先ほど申しましたように影響を受ける方の世帯等の状況についてお話をいたしました。それと、あとそれは固定資産は別といたしましても、市県民税についてもやはり同じだと思います。保険税も同じです。昨年度課税でございますから、当然所得が景気のいいときに営業されていて、それでことしになって少し落ち込んだ。それは、前年度課税に対しましてうちのほうも課税をするわけですから、当然そういうのは起こります。それは、うちのほうではその被保険者に対しましてはいろいろ状況等をお聞きいたしまして、分納とか、それから納税計画を一緒に立てまして無理のないお支払いをお願いしていきたいとは考えております。

堤委員　その辺は十分配慮して、事情によってはやっぱり分納ということも一つの方法でしょうけれども、場合によってはその事情をしんしゃくして何か別な審査、そういったものもケースとしてはあるかなというふうな感じがするのです。その辺は、やはり丁寧な運用をしてもらいたい。相手の事情で所得が急激に変わってくるというのは、これは仕方のないことであって、だからといって、ではずっと尾を引いて、例えば5年間でやってくださいよと。仮に翌年度もそういった動向が続いていったときには、要するに過年度分を支払いするだけで現年度分も全く手につかないという、こういう例だってあり得るわけです。ですから、単に期間だけを延長するというのも一つの方法かもわからないけれども、その辺は事情の配慮というのがケースによっては必要なのかなという、そういう温かい運用をぜひお願いしたいなというふうに思うのです。

それから、これは専門的な話になるのでしょうけれども、これから先の景気の動向、これはどういうふうに見ていますか。

保険年金課長 確かにここで思わぬ本当に悲しい東北大震災が起きまして、それでいろんな企業等においてそれにお勤めになっている従業員の方の影響も出てきている。その下請等も出てきている。それと、加えて福島第一原発の関係がありまして、非常に厳しい状況にあるのは確かでございます。リーマンショックからようやく足踏み状態から少しよくなってきたなと考えたところでございますけれども、その出鼻をくじかれたような感じとは受け取っております。ただ、ここで全体的な収納率関係を見ますと、ことしも去年よりも若干同じぐらいに推移するか、もしかすればよくなるかなという、これはあくまでも今現在の推測ですけれども、そういう感触があるということを徴収員関係の方々からは聞いております。

以上でございます。

堤委員 県の国保運営協議会でも国に要望していると先ほど話がありましたけれども、やはりそういう事情があるのです。国保を取り巻く市町村の財政事情というのは。これがやっぱり国でしっかりしかるべき回答が出てこないとの厳しい状況というのは今後も続いていくと。市のほうからの一般会計からの繰り入れもいよいよ限度に近いような状況になってくると。そうすると、ではそういう背景の中で医療費は自然に減りますか。減りませんよね。ふえるはあっても。では、その分どこにしわ寄せが来るかという、最終的には税率の改正とか、そういう方向にいかざるを得ない。そうすると、ますます厳しい国保の経済状況にさらに追い打ちをかけるような方向に流れていかざるを得ないですよ。そういう背景から考えて、やはりもっともっと国に対して国庫負担の割合を引き上げるということをやはり市もそうですし、我々議員サイドもそうだと思うのですけれども、地方からそういう国に対しての声をもっともっと大きくしていかないと抜本的な解決にはつながっていかないのかなと。そういうこともぜひ今まで以上に強い声を出してほしいなと、そういうふうに思います。

安道委員 今回の保険税の件ですけれども、先ほど4方式から2方式へと移行していく流れであるというふうな話があったのですが、保険税も引き上がっていくであろうという見込みのようなこともありました。今2方式をとっているところをばっと見ますと、所得割と均等割というふうな形で出てきて、均等割がかなり高いですよ、どこも。びっくりして。今入間市は8,000円で均等割を持っていますけれども、川越で2万1,800円、さいたま市で2万9,200円、もっと高いところだと吉川市なんかは3万8,000円、久喜市で3万5,300円とか、均等割が一気に物すごい額になっているのでびっくりしたのですが、そうしますと2方式に移行していくと保険税は引き上がっていくというふうなことになるのでしょうか。

保険年金課長 市の国保の事情によって違ってくると思うのです。医療費のかかるかからないとか、そういう。根本的には4方式から2方式にいくと当然世帯割と資産割がなくなりますので、その分が税率と均等割に賦課されるという形になります。その額というのは、広域化の前のお話しているのですけれども、その各市町村で医療費に対し国、県の負担金等と保険税と



一般会計繰入金でプラス・マイナス・ゼロになればいいわけですから、それに見合った税率を考えるとということになります。それで、今現在も例えば入間市で申しますと当然均等割8,000円がふえる。平等割はなくなるし、ふえなくては今の税収には追いつかないわけです。資産割もなくなるわけですから、当然それは税率のほうに調整をとるような形になりますから、ですからそのところで全体の今の推移から、4方式から2方式にいつてふえる可能性はありますということとは言えると思います。

安道委員 そう申しますと、今お話もありました。やっぱり非常に生活が厳しくなっている状況です。これから大きな好転というの見込めません。国保世帯もふえていくであろうと、医療給付もふえていくという見込みです。そうした中で国は広域化をするようにというふうな方向性も示して、今その準備に皆さん頑張っていらっしゃるわけなのですが、どうも話を聞いていますとこの広域化で、では本当に医療はよくなるのだろうかといったときに、医療費は上がるわ、そして国保世帯も負担がふえる、医療を受けられるのも難しくなっていくというふうな方向性も見えてきているように思います。そうしたときにきちんとしたものはまだ示されないと言いながらも準備しているわけです。この広域化についてむしろ問題が多いというふうなことで、市のほうとしてはそういった問題提起というのはできないものなのですか。

保険年金課長 広域化の関係につきましては、今現在県のほうが策定書をつくったという段階には来ています。それで、その策定の中で今後、では県内はどういうふうな広域化を目指すのだろうかということで、その中で4方式から2方式とか、それから医療費の共同安定化事業の充実とか、それから保険事業の統一というようなことで、その内容の具体的な細部についてはこれからいろいろ各市町村意見とかそういう機会がありますので、当然その中で入間市として不利益になるようなこととか被保険者に対して余計環境が悪くなるようなことについては今後も言っていきたいと思っております。

安道委員 そう申しますと、先ほど国庫負担金の話がありました。入間の先ほどのでいきますと22パーセントということで、国庫負担金22パーセントしか入ってきていないということですよ。さっきの話でいきますと、22パーセントという現状はお粗末だなと思ったわけです。かつては50パーセントぐらいは国庫負担金があったということからいうと22パーセントしか入ってきていないと、これはやっぱり国の責任は大きいのかなというふうに思います。広域化の中で国庫負担金、広域化になるか、ちょっとなかなか難しいと思いますが、どの程度増額が見込まれるのでしょうか。仮に広域化になった場合に、国庫負担金というのは総体として大きく引き上がるのかどうなのか、そのところをお願いします。

保険年金課長 その件については本当にまだ白紙です。そういう話は一切出ていません。それと、先ほど言いました22パーセントというのは決算上のお話でありまして、国庫負担金の中には先ほど申しましたように退職被保険者の医療費分も入っていますので、医療のほうから退職被

保険者の医療を抜いた部分に対して、だから一般被保険者だけの医療費に対する国庫の負担金の割合を申しますと約30パーセントです。

〔(全部トータルで) と言う人あり〕

保険年金課長 そうです。退職被保険者含まれているので、総体的には下がっているということです。

その分療養給付費交付金という国からの補助金があるのですが、その分はふえております。

安道委員 いずれにしましても、今の中で明らかになってきているのは、やはり国が国庫負担金を引き下げてきている状況もいま一つ見えてこないの、過去5年くらいの国庫負担金の推移をぜひお願いしたいと思いますので、後で資料を提示して……

〔(今わかります) と言う人あり〕

安道委員 わかりますか。では、お願いします。

保険年金課長 確かにこれは、平成16年までは国庫の調整交付金は10パーセントでした。それで、定率国庫負担金は40パーセントということでございます。それで、これは三位一体の関係なのですが、平成17年度から三位一体の改革によりまして調整交付金が9パーセント、それから定率国庫負担が36パーセントに減額でございます。それで、平成18年度には定率国庫負担が34パーセントに減額、2パーセントまた減額です。それを補てんするために県の調整交付金というのができたのです。それで、平成17年度は減額された5パーセント、さらに平成18年度は減額された7パーセントが県の調整交付金として新たな制度ができました。結局国の調整交付金の一部を県のほうに持ってきたという形でございます。

以上でございます。

委員長 要するに全体のそういうものは変わらないということよろしいですか。国と県が分かれたという解釈でよろしいですか。

保険年金課長 先ほど申しましたように、国の調整交付金と定率国庫負担金の両方ありました。今両方のことを一緒に話してしまったのですが、まず調整交付金については全体的には県のほうに移行したということで変わらないという解釈をお願いします。それと、定率国庫負担金は確かに当初40パーセントございましたので、それが34パーセントに減額されました。その減額された6パーセントが県のほうに移行したということでございます。県の調整交付金が増えてきたということです。

委員長 全体でどうなのか。要するに国と県を足したときに16年度のときと変わっているのか、変わっていないのか、そこが……

安道委員 どうなったのか。だって、平成16年には両方合わせたら50パーセントあったということですよね。10パーセントと40パーセントで、調整交付金のほうと。10パーセントと40パーセントとさっきお話ありました。

保険年金課長 定率国庫負担金が34パーセント、それから国の調整交付金が9パーセント、県の調整

交付金が7パーセントで合わせて50パーセントでございます。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の方から願います。

安道委員 議案第91号 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論します。

今回の条例改正は、国民健康保険税の賦課限度額を59万円から77万円に大幅に引き上げるもので、医療給付分で831世帯、後期高齢者支援金等分で497世帯、介護納付金分で288世帯の人たちに影響が出ることとなります。市民生活が厳しさを増す中、大幅な負担増は認めることができません。保険税の限度額の引き上げは、国民健康保険の広域化を見据えてのことであることが質疑の中で明らかになりました。国保の広域化でさらなる保険税の引き上げが見込まれています。長引く景気の低迷、円高不況が続く中、市民生活は厳しさを増しています。国保税が高過ぎて払えないという世帯がふえているにもかかわらず、さらなる保険税の引き上げへとつながる今回の限度額の引き上げは認めることができません。国保は社会保障です。国民健康保険法では「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と定めています。社会保障と明記し、国民の健康と命を守るための制度がゆがめられようとする動きの中で今回の限度額の引き上げが行われます。今求められているのは、憲法25条に基づいてだれもが安心して医療を受けられるように国が責任を果たすことです。国保会計に占める国庫負担金は、1984年当時は50パーセントであったものが、今は大きく引き下げられています。日本の医療費の水準は世界最低水準です。公費をもっと投入することこそ国に求めていくべきです。国の医療制度改革が市民の健康と命を守ることにならないのであるならば、入間市として市民の健康を守る立場に立ち、国に反対の声を上げていくべきです。さらに、国の対策待ちでは市民の救済をすることはできません。市独自での対策として減免制度の改善と法定減免の7割、5割、2割への移行を直ちに進めることを求め反対討論とします。

委員長 次に、賛成の方願います。

宮岡幸江委員 議案第91号 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、保守系クラブを代表して賛成の討論を行います。

国民健康保険は、他の健康保険と比較すると医療需要の高い高齢者を多く抱えており、当市においても医療費は年々増加し、極めて厳しい財政運営を余儀なくされていることは十分認識をしております。このような財政状況において、今回の改正は平成23年3月交付の地方税法施行令の一部改正により国民健康保険税の法定賦課限度額が改正されたことに伴い、当

市の賦課限度額も法定限度額と同額とするものと理解をしております。この改定内容を考察いたしますと、先ほど冒頭で申し上げましたが、国民健康保険の財政状況が非常に厳しいこととであります。国は、平成20年度の医療制度改革を見据えて、平成19年度、平成20年度、平成21年度と法定賦課限度額の引き上げを実施してきました。その間当市では、平成10年から賦課限度額を改定をせずに現在に至り、県内市町村の中で最も低い賦課限度額となっております。国民健康保険特別会計は目的税である国民健康保険税と国等からの補助金等で賄うのが本来の姿であります。現状では不足分を一般会計繰入金の手当てをもって歳入歳出のバランスを保っております。今回の改正に伴う対象世帯は、主に賦課限度額に達している高額所得者等の階層における被保険者世帯が対象と理解しています。国民健康保険税は他の目的税と同じように応能原則の適用にかんがみ、全被保険者からの公平性と加入者の相互扶助を図る社会保障制度から、今回の措置はやむを得ないものと考えます。しかしながら、国民健康保険事業の運営は各被保険者からご負担をいただいている貴重な国民健康保険税が主な財源となっております。このことから当事業を効率的かつ健全に維持するために、歳入の根幹である国民健康保険税の収納率の増加に努めるとともに、医療費の適正化や保険事業の強化等を図り、医療費の削減等に努力されることを期待いたしまして、賛成の討論といたします。

委員長 次に反対の方。なければ、賛成の方願います。

堤委員 議案第91号 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、公明党入間市議団を代表して賛成の立場から討論を行います。

入間市がこれまで国が定めた法定限度額を国の基準に合わせようという提案であります。国保財政は、国が本来負担すべき負担割合が引き下げられたところから構造的な赤字体質へと変化してきたものと思います。年々増嵩する医療費に対して、経済基盤の弱いと言われる被保険者のみ過重な負担を強いられない現状を考慮しなければなりません。しかし、ふえ続ける医療費はだれかが負担をしなければならないわけでありまして、保険者である入間市が赤字補てんをしなければ制度そのものが維持できないわけであります。平成23年度の国保会計における一般会計からの繰入金は14億円にも膨れ上がっている現状であります。今回の限度額の引き上げは、今まで抑えてきた分だけはね返りが大きく、59万円から77万円という一気に18万円の増というものであります。国保会計における保険税の滞納理由には、所得の急激な減少により重税感が増幅をされ、払うに払えないという背景があります。順調な所得のあった年度に課税された保険税が支払い年度になって思いのほか所得が減少することで、国保税以外にも厳しい対応が余儀なくされている現状であります。経営構造を強化するには国の負担割合の増加こそ必要なこととあります。今後の運用面におきましては納付が困難になってきたという相談等につきましては丁寧な相談に応じいただき、場合によっては救済策も用意を持って運用に当たることを望みまして、賛成の討論といたします。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、これより採決いたします。

議案第91号 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 賛成多数であります。

よって、議案第91号 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時07分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第92号 入間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

委員長 議案第92号 入間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

#### 提案理由の説明

福祉部長 議案第92号 入間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

本条例案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金を支給する遺族の範囲を改正しようとするものであります。具体的には災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に死亡した者の死亡時における兄弟姉妹を加えるものであります。

なお、この条例の適用は平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第92号 入間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時10分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第93号 入間市スポーツ振興審議会条例及び入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

委員長 議案第93号 入間市スポーツ振興審議会条例及び入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

#### 提案理由の説明

生涯学習部長 議案第93号 入間市スポーツ振興審議会条例及び入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

本条例案は、昭和36年に制定されたスポーツ振興法が全部改正され、新たにスポーツ基本法として平成23年8月24日に施行されたことに伴い、入間市スポーツ振興審議会条例等における審議会の名称及び内容の一部を改正するものであります。改正の内容につきましては、関連条文を見直し、あわせて字句の整理を行い、スポーツ基本法に合致した内容とするものであります。

第1条は、スポーツ振興審議会をスポーツ推進審議会に改め、当該審議会の任務の表現を見直すものであります。

第2条は、報酬及び費用弁償の対象となる審議会及び委員の名称を改めるものであります。

改正の詳細につきましては、別添資料をご参照いただきたいと思います。

なお、この条例は公布の日から施行したいものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第93号 入間市スポーツ振興審議会条例及び入間市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時13分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第100号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち所管のもの

委員長 議案第100号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、健康福祉センター所管のものについて健康福祉センター所長より説明を求めます。

#### 概要説明

健康福祉センター所長 それでは、議案第100号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち健康福祉センター所管のものについて提案の理由をご説明申し上げます。

補正予算説明書の22、23ページをごらんください。款4衛生費、項1保健衛生費のうち目5健康福祉センター費、大事業、施設管理運営費239万8,000円の減額であります。入間市の夏期における節電対策基本方針に基づき、健康福祉センターの節電対策を定め、センター

利用者のご理解とご協力をいただきながら各種照明をおおむね50パーセント消灯、エレベーター2基のうち1基を停止及び冷房の設定温度を28度に徹底するなど、節電対策に取り組んだ結果、上半期の電気量及びガス代金が節約できましたので、減額補正するものであります。

以上、概要説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願いを申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

堤委員 ただいまの説明で、239万8,000円の内訳は夏期の節電による効果とといいますか、必要なくなった経費ということですが、これは全体通年を通しての何パーセントぐらいになりますか。

健康管理課長 ガスが前年対比で62.77パーセントです。それから、電気については前年対比72.56パーセントという形で節電のほうの効果が上がっております。

堤委員 ということは、通年の要するに62.77パーセントしか使用がなかったと、その差額がこの金額と、そういうことですか。

健康管理課長 今回の減額した金額につきましては、4月から10月までの6カ月分の減額分をさせていただいたということで、あとの6カ月分については当初の予算どおり見込んでおります。

小島委員 夏の節電の対策はわかりましたけれども、国のほうでも冬のほうの対策もするということ、きのうあたりからもテレビ等で出ておりますが、それに関してはまた継続して節電等をお考えになっているのかどうか。

健康管理課長 市の基本計画どおりに実施をさせていただきたいというふうに考えております。

小出委員 何か利用者の方の声とかがあればお聞きしたいのですけれども。

健康管理課長 節電のことということで、前回のことでよろしいですね。

〔(はい) と言う人あり〕

健康管理課長 特に苦情等はありませんでしたが、ただ会議室等人が集まるときには若干空調の温度を下げさせていただきたいとか、それからトレーニング室の利用機器のほうにもちょっと若干制限を加えさせていただいたので、その辺で要望等があった程度でございます。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

以上で健康福祉センター所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前11時18分 休憩



午前11時19分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、市民部所管のものについて、市民部長より説明を求めます。

概要説明

市民部長 議案第100号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第3号）の中から市民部所管のものにつきまして、その概要をご説明申し上げます。

補正予算説明書の14ページから17ページ、14、15で大丈夫かと思いますが、ごらんいただきたいと存じます。款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費359万1,000円の増額は、市民課職員の人事異動に伴う人件費の調整分と住民記録システムを改修するための時間外勤務手当分でございます。

同じく目2支所費1,424万円の増額につきましても各支所職員の人事異動に伴う人件費の調整分でございます。内容的には21人が22人に1人ふえたということが大きな要因でございます。

以上で市民部所管の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

宮岡治郎委員 今のご説明でシステム改修の時間外給与ということが触れられましたけれども、どのような改修なのでしょう。

市民課長 現在住民基本台帳ネットワークシステムで、日本人のみに住民票を発行しているわけですが、その中に外国人住民も記載され発行できる関係が入りますので、その変更のための、システム改修等を今実際委託で行っているのですけれども、それに伴って今度それが打ち出した後、職員のほうで突き合わせ等ありますので、その分の時間外手当となっております。

宮岡幸江委員 支所費のほうで、職員手当等の420万8,000円の内訳がわかりましたら教えてください。

市民課長 支所費の職員手当等の内訳ですけれども、ちょっと細かくなりますけれども、扶養手当で79万2,000円の増となります。それと住居手当、これが6万円の減となります。それと通勤手当、これが16万5,160円の増となります。それと時間外手当が12万6,000円の増となります。それと管理職手当が1万5,480円の増となります。それと期末手当、これが184万7,811円の増となります。それと勤勉手当、これが84万9,404円の増となります。それと地域手当、これが47万4,892円の増となります。それを精算しましてこの金額となります。それが手当の総計となります。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

以上で市民部所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時24分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、福祉部所管のものについて、福祉部長より説明を求めます。

#### 概要説明

福祉部長 議案第100号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち、福祉部所管のものについて概要をご説明申し上げます。

まず、歳入についてご説明いたします。予算説明書10から11ページをお開きいただきたいと思います。初めに、款13分担金及び負担金、項1負担金、目2民生費負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄、後期高齢者健康診査広域連合負担金740万円の増額は、歳出における後期高齢者健康診査の受診者の増に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合から負担金として受け入れるものであります。なお、負担金については1件につき事務費を含んで7,400円を見込んでおります。

次に、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金、節6生活保護費等負担金、説明欄、生活保護費負担金2,460万円の増額は、歳出における生活保護扶助の増に対する4分の3を国庫負担金として受け入れるものであります。

同じく節10子ども手当負担金、説明欄、子ども手当負担金3億1,099万1,000円の減額は、歳出において子ども手当が当初見込みより転入、出生等による対象児童数の増はありましたが、国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律、いわゆるつなぎ法及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、いわゆる特別措置法に基づき減額となったことに伴うものであります。

次に、款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金、節10子ども手当負担金、説明欄、子ども手当負担金360万8,000円の増額は、歳出において当初見込みより転入、出生等による対象児童数が増加したことによる県負担金の増額であります。

次に、同じく項2県補助金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費補助金、説明欄、障害者自立支援法特別対策事業補助金382万5,000円の減額は、歳出の特別対策事業の減に伴うものであります。なお、県の補助率は4分の3であります。

同じく説明欄、施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金420万円及び介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金3,000万円の増額は、歳出における施設開設準備経費等支援事業

及び地域介護・福祉空間整備等事業に伴う10分の10を県補助金として受け入れるものであります。

次に、12から13ページの款21諸収入、項5雑入、目2国庫支出金等過年度収入、節1国庫支出金過年度収入、説明欄、生活保護費負担金過年度分4,086万5,000円及び保育所運営費負担金過年度分274万5,000円並びに節2県支出金過年度収入、説明欄、生活保護費県負担金過年度分242万5,000円及び保育所運営費負担金過年度分137万2,000円の増額は、それぞれ平成22年度における生活保護費国庫負担金並びに保育所運営費負担金の精算により不足額を受け入れるものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。予算説明書18から19ページをお開きいただきたいと思っております。初めに、款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費、小事業、特別対策事業510万円の減額は、当初予定をしておりました通所サービス利用促進事業補助金の減少などから、補助金額が当初見込みを下回るため補正減するものであります。

次に、中事業、国庫支出金返還金1,032万1,000円の増額及び県支出金返還金518万7,000円の増額は、平成22年度の障害者自立支援給付費負担金等の精算に伴い、国、県負担金に返還金が生じたため計上したものであります。

次に、目3老人福祉費、大事業、地域介護・福祉空間整備等事業3,000万円及び大事業、施設開設準備経費等支援事業420万円の増額は、市内野田地区に新たに開設予定の小規模多機能型居宅介護事業所に対する建設費及び開設準備経費を補助するものであります。

次に、項11後期高齢者医療費、大事業、健康診査事業1,140万円の増額は、健康診査が当初見込み3,000人を1,000人程度上回る見込みでありますので計上したものであります。

次に、20から21ページになりますが、項2児童福祉費、目3保育所費、大事業、職員給与費2,017万9,000円の増額は育児休業者及び病気休業者等の代替嘱託職員に係る給料等を計上したものであります。

次に、目6子ども手当費、大事業、子ども手当3億377万5,000円の減額は、平成23年9月までのつなぎ法及び10月以降の特別措置法に係る子ども手当の支給を精査したものであります。

同じく大事業、事務費342万3,000円の増額は、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に対応するためのシステム改修費用を計上したものであります。

次に、項3生活保護費、目2扶助費、中事業、生活扶助1,700万円、住宅扶助1,550万円の増額につきましては、被保護世帯の増加に伴い、当初見込みを上回る見込みであるため計上したものであります。

以上で福祉部所管の概要説明を終わります。なお、詳細については担当課長より答弁いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

小出委員 生活保護世帯がふえているのですけれども、これは件数でいうとどれぐらいなのでしょう  
か。

生活福祉課長 お答え申し上げます。

生活保護世帯の増加ということなのですが、本年度4月1日現在で593世帯でございました。11月1日現在の保護世帯数が653世帯ということで、この間で60世帯増加しております。  
以上です。

小出委員 このふえ方というのは通年というか、今までと比較してどんな感じなのですか。

生活福祉課長 この間の月平均という形で見ますと、一月9世帯ふえております。やはり一昨年度のリーマンショック以降の時期からふえているのですが、その時期よりは増え方の勢いは減っているといえますか、あの当時はやはり10世帯、11世帯という形で毎月ふえていましたので、それよりは若干は減っていますけれども、過去の経過から見るとやはりまだまだふえている状況だなというふうには感じております。

以上です。

小出委員 これは年齢構成とかはどんな感じなのですか。

生活福祉課長 年齢構成といいますか、年齢構成での統計はとっていないのですが、世帯種別という形で高齢者の世帯、母子世帯、また障害、傷病の世帯、その他の世帯という形では区分けはございます。そこで見ますと、例えば高齢の世帯ということだと65歳以上の世帯ということですので、その世帯が45.9パーセント、これは11月1日現在でございます。あと母子、障害、傷病の世帯というのは、特に年齢的なものは把握はできていないのですけれども、その他の世帯というのがこれらの累計に入らない世帯ということですので、いわゆる仕事のできる年代の方というふうに見ているのですが、その世帯の割合が13.9パーセント、約14パーセントぐらいを占めているという形になります。よろしいでしょうか。

安道委員 健康診査事業のほうで後期高齢者医療のほうですけれども、当初3,000人と見込んでいたのが1,000人ぐらい増加の見込みと随分当初見込みと食い違っていたのではないかというふうな数字ですけれども、今後の見込みというのはさらにどういうふうになっていくのか、今後の見込みなどをお願いします。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

今後の見込みということなのですが、今年度の現在までの実績を申し上げますと、これは6月から8月までの3カ月分の人数なのですが、実は3カ月ごとに数字が移っていきますので、そういう観点から申し上げますと現在までに1,178名になっております。それで、これは今申し上げたとおり6月から8月までの3カ月間ということなので、残り6カ月間年度末までございますので、単純にこれを3倍しますと3,534名という形になりますので、去年は

トータルで3,410名という人数でございましたので、年々、受診率が高まっておりますので、そういう意味で4,000名ということで計上いたしました。

以上でございます。

安道委員 そうしますと、高齢者の方々のこういう健康意識というのかな、そういうことにこたえていくための何か工夫といいますか、対策といいますか、あったらお聞かせください。

高齢者福祉課長 健康意識はいろんな意味で高まっておると思いますけれども、この受診の関係につきましては被保険者全員の方に受診の周知の関係の書類を22年度から送らせていただきました。そんな関係で非常に受診率が高まっているという現状はございまして、今後もこういう形で人間ドック等も含めてですけれども、健康の関係につきまして受診率を高める努力をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ福祉部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で福祉部所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時40分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、教育総務部所管のものについて教育総務部長より説明を求めます。

#### 概要説明

教育総務部長 それでは、議案第100号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第3号）の中で教育総務部所管の主なものにつきましてその概要を申し上げます。

初めに、歳入から説明をさせていただきます。説明書の10から11ページをごらんいただきたいと存じます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目9教育費国庫補助金、節1小学校費補助金、安全・安心な学校づくり交付金313万2,000円の減額は、藤沢小学校給食室改修工事が国庫補助事業として採択されなかったことにより減額するものであります。

節2中学校費補助金は、今年度文部科学省の補助金制度の改正により、これまで安全・安心な学校づくり交付金としていたものを学校施設環境改善交付金としたことにより、安全・安心な学校づくり交付金8,454万8,000円を減額し、新たに学校施設環境改善交付金1億37万円を計上したものであります。差額の1,582万2,000円の増額は、金子中学校校舎改築工事に

係る補助金の補助率がかさ上げ延長の適用を受けまして、3分の1から2分の1になったことなどによるものであります。

次に、歳出について説明をさせていただきます。32から33ページをごらんいただきたいと存じます。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、大事業、職員給与費309万2,000円の増額は、再任用フルタイム職員の共済組合の負担金率の改定及び学校耐震化に伴う嘱託職員1名を配置したことによるものであります。

大事業、教育支援事業、中事業、学校教育支援事業36万8,000円の増額は、教育課程の変更に伴い、中学1、2年生で必修となる武道を円滑に実施するための外部指導者の配置に係る謝礼等であります。

次に、項2小学校費、目1学校管理費、大事業、小学校管理運営費、中事業、管理費、小事業、維持管理費170万1,000円の増額は、9月の台風21号の影響により倒木のおそれのある樹木の伐採を行うものであります。

小事業、修繕費550万円の増額は、小学校施設の修繕に対応するものであります。

大事業、施設整備事業582万1,000円の減額は、藤沢小学校給食室の改修工事費及び工事監理業務委託料の不用額718万6,000円の減額及び金子小学校及び新久小学校の高圧気中負荷開閉器、いわゆるPASと言われるものですが、老朽化等により改修の必要が生じたので、136万5,000円を増額するものであります。

次に、項3中学校費、目1学校管理費、大事業、中学校管理運営費、中事業、管理費、小事業、修繕費180万円の増額は、中学校施設の修繕に対応するものであります。

小事業、諸工事費126万円の増額は、黒須中学校の浄化槽の改修工事費を計上したものであります。

大事業、施設整備事業136万5,000円の増額は、小学校と同様に金子中学校及び東町中学校の高圧気中負荷開閉器の改修工事費を計上したものであります。

大事業、中学校耐震化推進事業1億6,883万2,000円の減額は、金子中学校校舎改築に係る工事請負契約及び工事監理業務委託契約が締結できたことから、不用額を減額するものであります。

次に、36から37ページをごらんいただきたいと存じます。項6保健体育費、目4学校給食費、大事業、学校給食センター管理運営費、中事業、修繕費126万円の増額は、学校給食センターの修繕料に不足が見込まれることから計上したものであります。

以上で概要の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

宮岡幸江委員 今最後にお話が出た学校給食費の修繕費なのですけども、これは特にどこのための

費用というふうな特定はなかったわけですか。

学校給食課長兼学校給食センター所長 こちらの修繕費に関しましては、学校給食センターの調理機器の修繕料と施設設備の修繕料になります。いずれも緊急修繕ということの対応になっておりますので、現在当初予算で組んでいたわけなのですが、この時点で残が10万円ほどになってしまいましたので、今後の緊急修繕等に対応するため、補正をさせていただいてあります。

宮岡治郎委員 その近くの大事業、中学校耐震化推進事業1億6,883万2,000円ですか、今ちょっとお話を聞いていて金子中学校の契約締結で不用額というふう聞こえてしまったのですがけれども、契約が成立するなら不用額にはならないように思うのですがけれども、何か私の聞き間違いか理解不足かもしれませんけれども、ご説明をお願いします。

教育総務部参事兼総務課長 ただいま部長から説明したとおり、当初予算で決まった金額があるわけです。過日9月議会で契約を締結していただきまして、その後契約の金額と当初予算額と比べたところ、契約金額が少なかったもので、その分の差額を今回不用額として出すという形の内容でございます。よろしくお願いたします。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

以上で教育総務部所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午前11時50分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、生涯学習部所管のものについて生涯学習部長より説明を求めます。

#### 概要説明

生涯学習部長 議案第100号 入間市一般会計補正予算（第3号）のうち生涯学習部所管のものにつきまして、概要をご説明申し上げます。

最初に、歳入につきましてご説明申し上げます。お手元の事項別説明書の10、11ページをごらんいただきたいと存じます。款14使用料及び手数料、項1使用料、目9教育使用料、節3社会教育使用料の625万8,000円の減額は、公民館使用料について東日本大震災の影響及び利用団体の使用時間の短縮等により公民館使用料が大幅に減少したため減額するものでございます。

また、同じく教育使用料のうち節4保健体育使用料については、プール使用料が天候不順

等により入場者が減少したために54万6,000円を減額するものでございます。

次に、事項別説明書の12、13ページ上段をごらんいただきたいと存じます。款16県支出金、項2県補助金、目9教育費県補助金、節1社会教育費補助金50万円の増額につきましては、既に実施いたしました平成23年度入間市青少年の船事業が埼玉県の子どもたちを地域ではぐくむ事業補助金の対象事業として確定したことによるものでございます。

続きまして、歳出につきまして概要をご説明申し上げます。事項別説明書の32ページ下段から36ページ上段にかけてでございます。款10教育費、項5社会教育費のうち、最初に目1社会教育総務費の297万8,000円の減額でございます。青少年の船事業完了に伴う執行残8万5,000円と文化財保護費の埋蔵文化財遺物整理事務所費について、機能移転に伴う諸工事費として久保稲荷地内の旧施設の撤去及び整地工事の完了に伴う執行残等289万3,000円を減額するものでございます。

続きまして、目3児童センター費の126万7,000円の増額は、4月1日の職員異動に伴う職員給与費の増によるものでございます。

目4、青少年活動センター費の31万5,000円の増額は、施設管理として体育館浄化槽のプロアポンプの緊急修繕に要する費用を増額するものでございます。

続きまして、目5図書館費の1,084万円の減額は、図書館情報ネットワーク整備事業についての減額ですけれども、これは東日本大震災等の影響により図書館システムの新システムへの更新が当初予定の6月から10月におくれたことにより、今年度分の新規リース期間が減少したため、また新システムの賃借契約総額が比較的安価となったことによる執行残額の精算によるものでございます。

続きまして、目6博物館費の61万7,000円の減額につきましてご説明申し上げます。博物館管理事業の70万4,000円の増額については、9月21日到来の台風15号の暴風雨により破損した屋外トイレのガラス及び雨どいの修繕と、老朽化により運転不能となった滝用の井戸水くみ上げ用ポンプの修繕を行いたいものでございます。また、博物館運営事業の132万1,000円の減額は、講座室の上映システムの入れかえに伴い、システムの簡素化を図ったことによる執行残を精算するものでございます。

続きまして、体育課所管の項6保健体育費、目2体育施設費の4,130万3,000円の減額についてご説明申し上げます。大事業、施設管理運営費の減額はプール公開の完了等に伴い、プール管理委託や修繕等の執行残として85万8,000円を減額するものでございます。

また、公園・体育施設管理運営事業のスポーツ広場整備事業についての4,044万5,000円の減額は、二本木スポーツ広場の用地取得事業に伴う不動産鑑定料の執行残と公有財産購入費の執行残を精算するものでございます。

以上で生涯学習部が所管する補正予算の概要説明を終わります。なお、詳細につきまして



は担当課長より答弁申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

宮岡治郎委員 資料の11ページです。今ご説明のあった公民館使用料です。先日の総括質疑で使用料が減額となったことについて6つぐらいの角度から分析されていました。ちょうど免除規定を改定する時期と震災の時期が重なったので難しいのですけれども、これは震災によるもので減った要素と免除規定が制約されたために減った要素と、何か影響額というのは分析可能でしょうか。厳しいですか。

中央公民館長 その区分けが明確にはなかなかしづらいのですが、月ごとの使用件数等でデータをとっておりました、震災直後の4月の影響が使用件数で申し上げますと37.5パーセント減少しております。そういったことから、特に震災直後は大きな影響を受けたのかなということは分析出ております。そのほか平均すると、使用する件数が月ごとに変化するのですけれども、例えば夏場の8月なんかはお盆なんかで減少しているという傾向があるのですけれども、その傾向で申し上げますと平均で今までは約10パーセントの減少率が月によって平均して起こるのですけれども、それがことしは平均すると15パーセントぐらいになっております。したがって、5パーセントぐらいの使用料を徴収したことによってと複合的に震災の影響が重なっている部分で減少が起こっているのですけれども、さっきも申し上げましたように4月なんかはそれが極端にこれは明らかに震災の影響だなという割合が37パーセントまで落ちているという明確な数字が出るのですけれども、そのほかのことはちょっとどこまで震災の影響を受けたかなというのは特に明確には出せないところであります。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時01分 再開

委員長 会議を再開いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第100号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち所管のものについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長　ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 閉会の宣告 (午後 0時02分)

委員長　これで当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。  
これをもって福祉教育常任委員会を閉会いたします。  
本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

福祉教育常任委員会委員長 永 澤 美恵子